

# 重大事態いじめ発生時の対応マニュアル（中能生小学校）

- \* 自殺企図
- \* 心身に重大な障害
- \* 金品等に重大な被害
- \* 精神性疾患発症
- \* いじめによる相当期間の余儀のない欠席の疑い
- \* 市教委や学校が重大事態と判断する事態
- \* 児童・保護者から重大事態に至ったとの申立てがあったとき
- \* ズボン下ろし

## 重大事態いじめ発生情報の受信（子ども、職員、保護者、地域住民等から）

受けつけた職員 → 校長、教頭

## 市教育委員会への速報（校長または教頭）

- \* 重要事態発生の内容（現段階での情報）の報告
- \* 指導・指示を仰ぐ。

## 拡大いじめ対策委員会①開催：（全職員）

全職員で解決に向けて情報共有と意志統一

- ① 現時点での事態の把握（情報共有）
- ② 事実確認や外部対応の役割分担（その日のうちに早急に）
  - ・ 被害児童への聴き取りと心のケア・・・担任、養護教諭（家庭訪問、病院での場合も）
  - ・ 加害児童への聴き取り・・・担任（または生徒指導部員）、教頭
  - ・ 通報者や目撃児童等からの聴き取り・・・生徒指導部員か隣接学年担任
  - ・ 外部対応（報道含む）の窓口の確認・・・校長、教頭
  - ・ 全校児童、保護者の状況把握（観察、聴き取り）・・・各担任

## いじめ対策委員会②開催：（校長、教頭、生活指導主任、部員、該当担任、養護教諭）

- ① 聴き取りの擦り合わせによる事実確認（情報共有）
- ② 教育委員会へ続報（その日のうちに電話で市教委担当へ）・・・校長または教頭
- ③ 被害児童保護者への見舞い（即日）、報告と謝罪（早急に）家庭訪問・・・担任、生活指導主任、校長
- ④ 加害児童保護者への報告と助言（早急に）家庭訪問・・・担任、生活指導主任、教頭
- ⑤ 保護者会の検討（場所、日時、参加者、内容）

※家庭訪問後、状況を校長に報告、市教委担当へ電話で経過報告。

※保護者へは、毎日、状況を報告。（担任、または代わる者）

## 拡大いじめ対策委員会③開催：（全職員）

- ① 家庭訪問時の状況報告とその他の情報の共有
- ② 教育委員会からの指導伝達・・・校長または教頭
- ③ 関係学年児童全体への再発防止指導内容検討
  - ・・・当該学級での指導（担任と生活指導主任や管理職とのTT等）
- ④ 他学年児童への再発防止指導内容検討・・・学級担任
- ⑤ 保護者会の開催について共通理解、役割の確認

全職員で、当該児童だけでなく全児童の状況把握と情報共有

③、④は、場合により全体指導

※「一定の解消」まで、いじめ対策委員会をこまめに開催する。

## いじめ対策委員会④開催：保護者会の開催関連

- ・ PTA 会長、学年委員長への連絡・・・教頭
  - ・ 日時、会場の通知・・・担任・生活指導主任
  - ・ 参加は、管理職、生活指導主任、担任（市教委担当者が入ることもある）
- ※終了後、市教委担当に、電話で状況を報告

## いじめ対策委員会⑤開催：「一定の解消」を確認

- ① 学校だより等で、いじめ防止に関する記事掲載。
- ② 市教委へ所定の様式により、解消まで、毎月報告。（生活指導主任）